

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書

現在、全国的に教職員不足や教職志望者の減少が問題になっておりますが、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしています。

教職員の人数は、「義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律）」により、学級数に応じて定められています。小学校の学級編制標準が35人に引き下げられたことは、各自治体が意見書提出を継続して取り組んできた成果だと言えます。岩手県では、国に先立って23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。しかしながら、これは給与の総額裁量制を維持したままでの人員配置であり、教職員の総数自体は増えておりません。児童生徒が少ない小学校では、学級担任を持たない教員が加配されないこともあるなど、人的余裕がない中での学校運営が常態化しています。

岩手県内では、若年退職者や病休者が増加しているものの、臨時的任用職員が減っているため、年度途中での育休者・病休者等の代替補充は困難を極め、未充足になっている状況があります。中学校においては、一部教科の担当教員が十分に確保できず、免許外の教科を担当する教員もいます。

教職員不足によって不利益を受けるのは子どもたちです。子どもの数が減っているにもかかわらず増え続けている不登校や自死をはじめ、いじめ、貧困、複雑な家庭環境などの問題に対応するためには、子どもたち一人一人に応じたより細やかな指導が必要ですが、十分な教職員が配置されているとは言えません。また、子どもたちが楽しさや喜びを実感できるゆたかな学びの実現のためには、授業の工夫や準備をする時間が必要ですが、この最も大切な時間を削らざるを得ないほど学校現場には業務と課題が山積しています。

2023年4月28日公表の文部科学省による教職員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、依然として長時間労働の是正は進んでいません。余裕のない働き方により病休者が増加し、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いています。これでは、子どもたちが安心して、楽しく学ぶ環境をつくることができません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措

置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2025 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出いたします。

記

- (1) 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- (2) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

令和 6 年 6 月 14 日

岩手県西和賀町議会

《提出先》

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣